別記様式第十二号及び別記様式第十三号を削る。
別記様式第十四号を次のように改める。

様式第12号〔第26条〕

証明番号
種　苗　証　明　書
種苗の種類　　樹種　　数量
林業種苗法（第20条第１項／第20条第２項）の規定によりこの証明書を添付した上記の種苗は，指定採取源（指定番号　　所在場所　　）から採取されたであることを証明する。
年　　月　　日
農林水産大臣
（都道府県知事　　）

注意事項
１　種苗の種類の次の余白には，「種子」，「穂木」，「幼苗」又は「幼苗以外の苗木」のいずれか該当するものを記載すること。
２　数量の単位は，きゅう果及び種子にあってはkgと，穂木，幼苗及び幼苗以外の苗木にあては本とすること。
３　「採取された」の次の余白には，「種子」，「穂木」，「種子から育成された幼苗」，「穂木から育成された幼苗」，「種子から育成された苗木」又は「穂木から育成された苗木」のいずれか該当するものを記載すること。

別記様式第十五号を次のように改める。

様式第13号〔第32条関係〕

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　　分　　証　　明　　書

官　　職
氏　　名
生年月日

写　真

上記の者は，林業種苗法第28条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

農林水産大臣
（都道府県知事　　）

（裏）

林　業　種　苗　法　（抄）

（立入検査等）
第28条　農林水産大臣又は都道府県知事は，この法律の施行に必要な限度において，その職員に，指定採取源，生産事業者の事業所，配布事業者の事業所その他種穂の採取，苗木の育成，種苗の配布若しくは保管に関係がある場所に立ち入り，樹木若しくはその集団，種苗，その容器若しくは包装若しくは関係書類（その作成又は備え付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供せられるものをいう。）の作成又は備え付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ，関係者に質問させ，又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り，無償で収去させることができる。
２　前項の規定により立ち入ろうとする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があつたときは，これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（罰則）
第33条　次の各号の一に該当する者は，１万円以下の罰金に処する。
一～四　（略）
五　第28条第１項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

附　則

この省令は，令和三年四月一日から施行する。